



相続手続の第一歩(戸籍の収集)

相続手続に関するご相談について、最近はその内容も多様化・煩雑化し、解決までに必要とされる手続が非常に難しいケースもあります。

今回は、相続手続の第一歩となる戸籍収集について、難易度ごとに手続の方法と注意点をご紹介します。

入門編

相続の手続を行う場合、亡くなった方の出生から死亡までの全ての戸籍を取り揃えることが必要となりますが、故人の本籍地がわからないこともあります。その場合はまず、住民登録のある市区町村等で『本籍地記載の』住民票を取得します。

次に住民票に記載されている本籍地のある市区町村等で、その市区町村等にある戸籍の全てを取得します。生まれた時からずっと同じ行政区域内に本籍地がある場合は、ここで全戸籍が揃うこととなりますが、別の行政区域から転籍してきた場合は、転籍前の役所窓口でそれ以前の戸籍を取得することができます。戸籍謄本には、いつ、どこから、転籍してきたかが記載されているので、従前の本籍地は確認できますし、仮に統廃合で現在は存在しない市町村等であっても、事務を引継いだ行政区域の自治体で交付してくれます。



遠方の場合は、返信用封筒と手数料（通常は料金分の定額小為替等）を同封し、郵送請求ができます。この場合、定額小為替は多めにしておくとい良いでしょう。（おつり分は返してもらえます。）

なお、古い戸籍の中には保存期限を過ぎて破棄されたものや、震災等で焼失し発行できないものがありますので、そのような回答を受けた場合は、理由を記した証明書を入手しておきましょう。

初級編

戸籍謄本は故人のものだけでなく、相続人全員分の現在戸籍も必要ですが、相続人の中に所在不明者がいる場合はどうしたら良いのでしょうか。この場合は、故人の戸籍から所在不明者の本籍地をたどって現在の本籍地を確認します。

さらに本籍地で戸籍の附票（住民登録の履歴が記載されているもの）を取得し、相続が発生したことを手紙等で伝える事も忘れないでください。

中級編

亡くなった方に複数の婚姻歴がある場合は、少し注意が必要です。何故なら前の婚姻期間中に生まれた子供が存在する場合は、相続人となるからです。また、前の配偶者の連れ子と養子縁組を行っている場合にも相続人となる可能性がありますので、養子縁組関係が継続しているか、相続発生時点での故人との関係を確認する必要があります。

子のないご夫婦のどちらかが亡くなり、故人の父母・祖父母等が他界している場合には、兄弟姉妹が相続人になるため、故人だけでなく父母の出生からの戸籍も必要となります。父母に複数の婚姻歴がある場合は、異父母兄弟姉妹の存在も念頭に、気をつけて戸籍を揃える必要があります。

番外編

話は戻りますが、そもそもなぜ戸籍収集が相続手続の第一歩となるのでしょうか？

それは、日本には戸籍制度というものがあ、日本人であれば、戸籍を確認することにより相続人と、その法定相続割合が確定できるからです。

最近扱った事例の中に、相続人の1人が日本から海外へ移住し、移住先の国籍を取得していたケースがありました。日本では多重国籍を認めていないので、22歳以上の日本人は外国籍を取得している場合、日本国籍の喪失（または離脱）手続を行わなくてはなりません。そして国籍の喪失（離脱）手続を行った現地領事館から外務省へ、その後本籍地へと連絡がなされ、戸籍にその旨の記載がされることとなります。これによって初めて、日本の法律上、相続人として確定できるのです。

ところが、多重国籍を容認している国もあるため、当該国の法律上、必ずしも日本国籍の喪失（離脱）ではなく、代替手続で対応し、最終的に日本の戸籍に反映することが可能な場合もあります。ただし、どのような代替手続が必要となるかは、その国の法律や国籍取得時の状況により違いがあり、ひとつ手続の順番を間違えると全てやり直しになってしまう危険もありますので、十分確認をする必要があります。

海外在住または外国籍をお持ちの方がいらっしゃるご家族の方は、この機会にご確認ください。

（文責：行政書士・社会保険労務士 久保祐子）